第八条中「確保」を「向上」に改め、「、建築物エネルギー消費性能基準を勘案して」を削り、同条を第七条とする。

第九条中「建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保する」を「建築物のエネルギー消費性能の向上の」に改め、「、建築物エネルギー消費性能基準を勘案して」を削り、同条を第八条とする。

第十条中「建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保する」を「建築物のエネルギー消費性能の向上の」に改め、「、建築物エネルギー消費性能基準を勘案して」を削り、同条を第九条とする。

第三章第一節の節名中「特定建築物の」を削る。

第十一条の見出し中「特定建築物の」を削り、同条第一項を次のように改める。

建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

第十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築をする場合における同法第六条第一項、第四項若しくは第七項若しくは第六条の二第一項、第四項若しくは第六項の規定又は同法第十八条第三項若しくは第十四項の規定の適用及び同法第七条の五に規定する同号に掲げる建築物の建築の工事をする場合における同法第七条第四項若しくは第五項、第七条の二第一項、第五項若しくは第七項、第七条の三第四項、第五項若しくは第七項若しくは第七条の四第一項、第三項若しくは第七項の規定又は同法第十八条第十七項、第十八項、第二十項、第二十一項若しくは第二十三項の規定の適用については、この限りでない。

第三章第一節中第十一条を第十条とする。

第十二条第一項中「特定建築行為を」を「前条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第一項及び第二項において「特定建築行為」という。）であって、同法第六条第一項の規定による確認を要するもの（以下この条において「要確認特定建築行為」という。）を」に、「特定建築物」を「建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）」に改め、「計画をいう。以下」の下に「この条及び次条において」を加え、「（非住宅部分に係る部分に限る。第五項及び第六項において同じ。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

第十二条第二項中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為」に、「所管行政庁に提出しなければ」を「提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければ」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

第十二条第六項中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為」に改め、同条第七項中「建築主は、」を削り、「特定建築行為」を「要確認特定建築行為」に改め、「ときは」の下に「、前項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は」を加え、「、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければ」を「しなければ」に改め、同条第八項中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為であるものを除く。）」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「以下」の下に「この条及び次条第二項において」を加え、同条第二項中「特定建築行為」の下に「であって、建築基準法第十八条第二項の規定による通知を要するもの（以下この条において「要通知特定建築行為」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、要通知特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

第十三条第三項中「特定建築行為」を「要通知特定建築行為」に、「通知しなければ」を「通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければ」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

第十三条第六項中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、同条第七項中「特定建築行為」を「要通知特定建築行為」に改め、同条第八項中「国等の機関の長は、」を削り、「おいて」の下に「、同項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は」を加え、「、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければ」を「しなければ」に改め、同条第九項中「特定建築行為」を「要通知特定建築行為（第二項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。）」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の見出し中「特定建築物に係る」を削り、同条中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条の見出し中「実施等」を「実施」に改め、同条第一項中「第四十四条から第四十七条まで」を「第三十六条から第三十九条まで」に、「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に、「「第十五条第一項」を「「第十四条第一項」に改め、「者」と」の下に「、第十一条第二項及び第十二条第三項中「同項ただし書」とあるのは「前項ただし書」と」を加え、同条第三項を削り、同条を第十四条とする。

第十六条を削る。

第十七条の見出し中「特定建築物に係る」を削り、同条第一項中「第十四条又は前条」を「第十三条」に、「特定建築物の」を「第十条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の」に、「に、特定建築物」を「に、当該建築物」に、「特定建築物、」を「当該建築物、」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条及び第三章第二節並びに同章第三節の節名を削る。

第二十三条第一項を次のように改める。

建築主は、第十条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築をしようとする場合において、当該建築物が特殊の構造又は設備を用いるため建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものであるときは、国土交通大臣に対し、当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定を申請することができる。

第二十三条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国土交通大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

第二十三条を第十六条とする。

第二十四条第一項中「前条第一項」を「前条第三項」に、「第二十七条を除き、以下単に」を「以下」に、「第六十一条から第六十三条まで」を「第五十三条から第五十五条まで」に改め、同条第二項中「前条第一項の」の下に「規定による」を加え、「同条第一項」を「同条第三項」に改め、同条を第十七条とする。